

お詫びとお知らせ

いつも当金庫をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫のカードローン等をご利用いただいているお客様には、あらかじめお借入れの内容等を全国銀行個人信用情報センターに登録することに同意をいただいておりますが、このたび同センターに対する本年10月分定例報告情報の内容に誤りがあり、一部のお客さまの返済情報につきまして同センターに誤って登録されました。

このため11月30日に登録データを修正し、現在は正しい内容が登録されておりますが、関係する口座をお持ちのお客様には多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

本件の内容は下記のとおりでございますが、ご不明な点がございましたら当金庫の窓口にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

当金庫では今後このような事態を招くことがないように再発防止に努めてまいりますので、なにとぞご理解を賜り引き続き変わらぬご支援、ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 誤って登録された口座の条件

平成18年10月が約定の返済月でないカードローン口座等または平成18年10月31日現在でお借入れのないカードローン口座。

2. 原因

上記1.の条件に合致するカードローン口座等について、全国銀行個人信用情報センターに対する平成18年10月分のお客様の入金報告を「請求はなく入金もない」とすべきところ、コンピュータプログラムの不具合により誤って「請求に対する入金がなかった」旨の報告をいたしました。

3. 影響

下記4の期間中に金融機関が、関係する口座をお持ちのお客さまの信用情報照会を行うと、金融機関によっては、カードローン等の返済が滞っているものと誤解する可能性がございました。

4. 全国銀行個人信用情報センターに誤って登録されていた期間

平成18年11月13日から平成18年11月29日までの間です。

5. 現状

前記のとおり現在は、全国銀行個人信用情報センターに誤って登録されていた情報は削除され正しい情報が登録されております。

また、問題のプログラムにつきましても修正しております。

以上

平成18年12月7日

高松信用金庫
理事長 伊賀 三千廣

本件に関しましては次の者にお問い合わせください。

担当部署名 リスク総括本部 コンプライアンス部

担当者名 吉本 北川

電話番号 0120-812616